Ø 月· 九 組 四 在 +μū 機 叉 合-五 連 関 は 七 五 效 追 材 日 年 年 合二 争 意 て 朝 九 ООФ 見 。 付 会 名 中 産 九 . 月 月 S O. #. 鮮 韓 Ø 理 / C 銀 0 Ø + 在 行 名一 人 禺 田 A + B 但五 可 Ρ 日 人 清 付 做 能 戦 算 Ι В 射 朝 Ą. 用 傷 状 N 付 産 ន 名 以 況 S ·0 C 内 勞 K 病 Α 上 微 及 九 C 実 産 対 U 体 銀 ₽ は用 六 す A Ι 同 五 \mathbf{p} 並行 未 中 る Ι Œ N 死 号 磔 书 歿 所 VC 七 定亡 者。 ĸ. N 朝 九 皺 有 È 129 鮮 四 者 ĮΨ 七 数 金 有 六 ρq 連 た 等 五 の, 信 価 ォ 託 ĸ る 年 措 証 号 管 理 株 九 鼠 Д 券 ・る 炆 ľ 六 Ą O 再 在び 光 式 . 3 K 韓 況 会 == 與 発 特 追 0 0 九 定 瓶 社 τ 三十 ナ 名 ·行 会 社 ÞΩ. 会 名 Ð . Д 状 在 В 未: 況· 三、八 Ø 朝 . 00 牟 同 本 • 確 腏 負. 九 Ж

状 橌 K 況 的 に,焼 底 校 炇 ľζ 17

Η

敚

 \mathcal{C}

Θ

本

占

飫

城

, £

(−h)

託

る

В

本

В

В

本

政

釶

本·

官,

本

る・ る

В

本

行:

戍

Œ

В

本

政

紙

.幣

代

h

金

凊

箅

- 方:

·法

並

Œ

Б

本

瞓

意

見

Þ

7

绞

収.

·Ľ

S

C

A

Ρ

員

並

.CK

ĸ

Θ

本

銀

行

員

立

ĸ

问 僧

代

ŋ

金 せ

笲

方

· 述

Œ

K

畤

期

Vζ

坟

ふ

В

本

淵

的

支

た

ゐ

8

本

败

会

出

る・

貸

越

五

払:.

七 鮗 八 įμŲ 耤 直 後 朝 八 五 鮮 九 銀 行 115 \circ

八 九 行 ; 八 咝 円 在 . 8 浩 分 O.X 遺 ∵• 方 龙 法 円 及 及 法 Œ CK DA 及 時 Ħ 期 本 畤 W 銀 炊 行 .NC 汝 る 校

日

本

镧

専、

的

意

す 金 久 ·Œ 弔 措 В 本

対 叉

旧府東 沈 鵩 슾 亰 団 Ø 出: 件 張 所 産 府 鉄 .照 道 局 剧 共 済

В

る

숲

Ø

組

添付資料 2、文書番号 481(ファイル 6	6 次 826)、新規開示番号 12、144~148 頁
[18] - 19 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
1	7
В	A 諸 意 朝 旧
tions high times and	京朝の未見鮮李
4.%	城 觯 部 収 照 漁 王 自
	虹電 金会業家
平 植 鬼 気 気	
車 馬	妖業 頃の組 財 EMS は 保 株 目 件 合 産 目
	式式 別 連 韓 8
	会会 妣 合国 #
Pd 100 PT 1-	会 做 合国 to d d d d d d d d d d d d d d d d d d
の	The same of the sa
供金	文
fit. *	
金. """	,代示任则 ²²⁸
"व"	金 並 日する
	金田等通
	本 返 知
	一
A	一 資 方
Z Z A E O C	口 八 料 法
	T T E IC
- + ^ ~ 0 0	9 0 照 阕
Ju 20 0 0 7	へ 一 合 す
244 244 244 244 244 244 244 244 244 244	(水) る
	• 円 順 日
	の 本
	件 側

	2		٠	٠.	• •					. ; ;	Ţ.: ·	
	. ~	-	٠, .				L	. 7		-		i, s
									,	٠.		
٠.		·		٠.,	٠.	O	-					
:	化日	海回	+	[ក]	命聯	Ø	農	水	27	砅	交	嬎
	為本	上十	==	*	保国	辦	地	利	鮮		迪	
	沓 锄	保三	掏	遙	険人		艄	組		咖	1 41	10
	組在	颜会	害	100	社人	. · · ,	绝	合	糧		邂	-
·	戾韓	会社	保	保	の省		営		-	曲		未
	し支	社に)	傸	生に		МÍ	台	121		乘	
	そ店	の対	会	料	張子	1	I	숲		金		
	の銀	再す	社	協	飯る		毌	浽	収		券	:
	他行	14.る	0	194	質 B 任 本		ÜÜ	條	金	収		н
-	締の) 朝	ボ		華十	77.	渡	术	7	金		4
-,	M DA	国群	孤		加ル	-	金	蚁			Ø	厚
-	化錠	拟火	1米		金生		-	502			Ш	姇
	払並	金災	煐								*	省
	金び		金				. , .				-	31
	.2					٠,					金	_
					NSI			· · ·				
	·	_		286	0				362	,	<u>u.u.</u>	
	-14	Q.	-4	Q	α,	٠			-	arr.	~	****
	>~	0	and.	0	0	٠.	200		Ju.	プレ	JU	Ju
	===		0	0	. 0		340	/	オレ	><	· ^\	- /
	≯ '⊌	0	ant,	9	9		Sec.	74	200	366	Q	
	-ta.	. >*	HAM	0	0		360	يالا	MA	>~	200	-to
,		20	24	-		٠.	PAR		. jersk		$^{\sim}$	Zm
		0	~	0	. 0		_	Ċ		-ta-	30%	3662
:	•	•	•		.,,		#		#	"		H
	2000	1	345							1.1		
	360	. 20%	****						,	-		
								•		٠.	•	
												-

官以 経 上 弊 渱 由 A 焭 选 工 る借 易 Vζ 品 生 庯 鄰決 В 周 保 て C ft 命 国裁 選 泩 保 係 义 金 侧基 出 膇 D 未 険 事 僻 未 台 受學 各 1t 収 けの 部 収 '))) 瑱 砌 金 金 淵 Ø 金 係 収日 . 变 り後 会 内 眺。 働に 礁 蚁 餀 容 下. 岄 金 定お 竤 岌 繃 Vζ つ 匨 北 表 部 蠸 奎 永 峇

記

に内 し銀 て行行 一貯 受の K 金. け発 灰 取行 国 らせ 惻 ざる 党 る広 け 分金

- H り日滞日関国 · · · B 易本 り本す所円官 4 本 質本 法 金人 賃法 る 在 償 人 金人件のにに保 人に 並並 ス 校 す校関韓 に 金 金 びびす対になるす 国すする 因 人るる 日日韓る 本 本 本 人 人 10 人を 諸目 未及び 围 内 金 O K 内: 汝 一般 未 金 納 す 含 払 融 磁 る 仮 財 日金 産 回 収 又 は

五国

更 留

剖 団 供 行四 Щ 為五 K K年 闪 因 八 : Z る 月 並 Ŋ Ħ

秘密指定解除

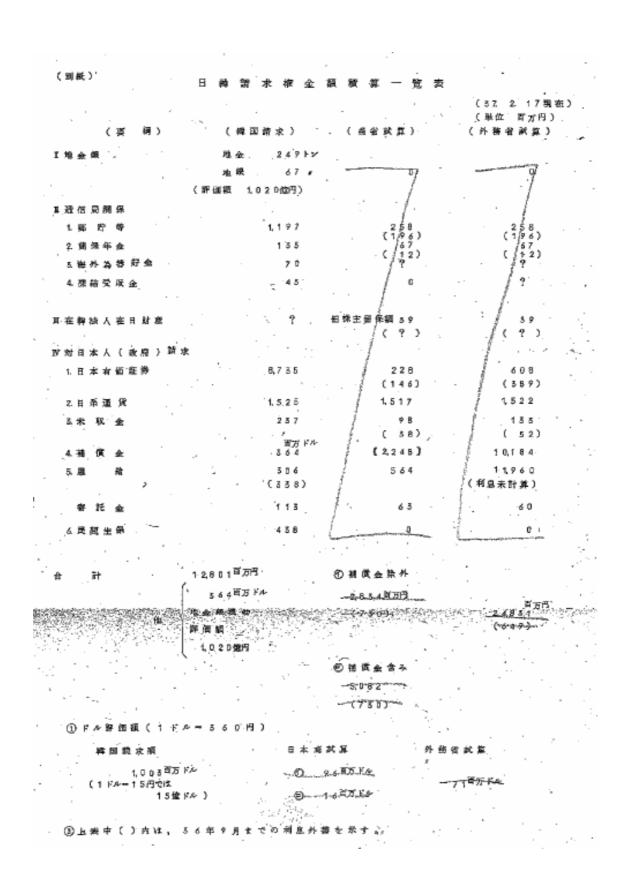
外交記録・情報公開室



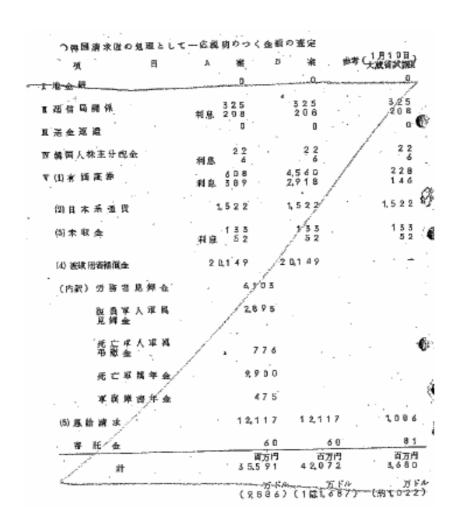
本有価配券調車

						,				
福	Andread State of the State of t	371,189,171,69	18,6739 5000	833746100000	1,327,500,00	261941,51400	4,38 0,027.50		62/61/11/16	232456
√ □	Accidental their series of the	7,371,18	18,67	833,24	1,32	76194	4,38		1576	8,735,78
柳	733,764,686,50 4,631,62,543 200,000,000,00	340396311937,371,189,171,69	18,673,950,00	\$87,60000		8901,380.00	4,380,027.50	6#17,791.29 86,000,000,00	6216111166	8,117,818,933.76 617,363,390,80 8,735,782,32456
強	733,74 4,63 200,00		18.67	3-5			4,38	2098	9241	917,36
轍	13,032799.76	2,799.76	1	83265850000	1,327,500.00	253040/34:00				8933.76
対	7,043,03	7,030,792,799.76		83265	1,32	25304				18/11/8
所有者	韓国法人 7,043,03379976 735,784,68630 通 信 部 7,750,000,00 4,637,62343 個 人 200,000,000,000	中 中 中	,			Marie Carlot	"	海仙館	抽	and the problem of the second
	布	継	樂	社債	寂	毎	兼	救		-
粟	H	1	神	牑	五	社	国後	温		all a
		相様会権証券及び金細距券	4	府 保	异	₩	の報	每		a constant
uma \	₩	1 東京	*	駁	₩	13	皮	0	1	-
梅		記録	п	H	ш		帮	at .	ļ	

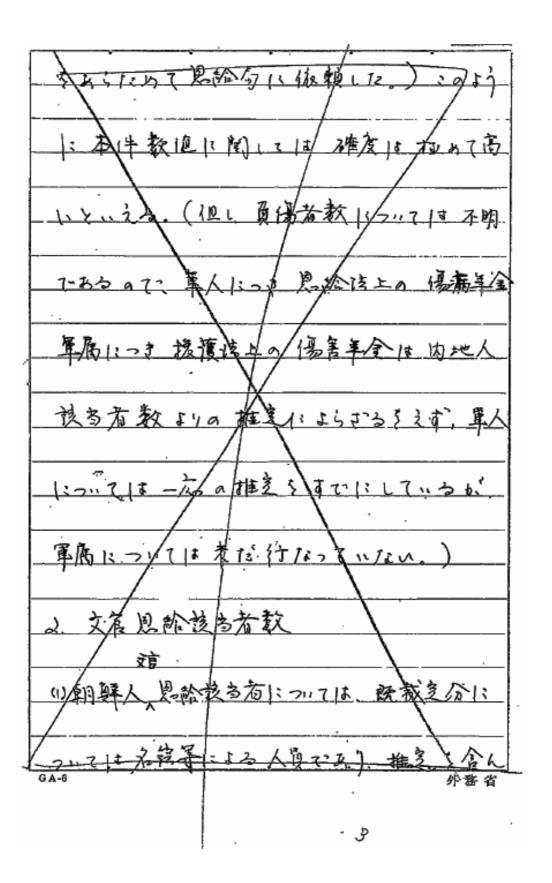
添付資料 3、文書番号 376(ファイル 5 次 804)、新規開示番号 19、37 頁

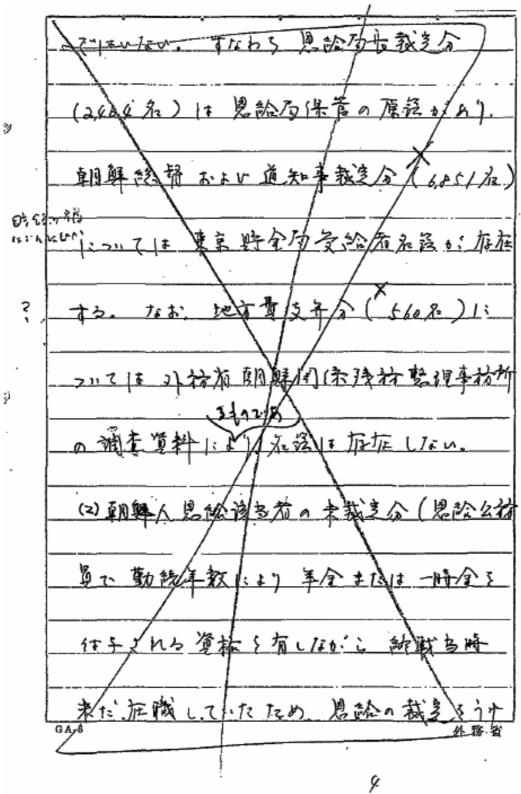


添付資料 4、文書番号 376(ファイル 5 次 804)、新規開示番号 19、40 頁



土 最大事為赤教 朝鮮人軍人車馬 については、厚生省接後の 復り探(陸軍)(な)、およい 日本が=課 (海軍関係)において おんと/主員に関する 16人引 カードかななに、これによりその生年月日 五牙值别, 復軍, 死亡 9 别心把握士机 南近月省よ了 漢料 世上 a 活果、別流/ · 朝鮮人軍人事馬の復复及亡別人員数 かりかがはりに確定した。(よって タリアノノ·共一十年人日於州東全部の計算



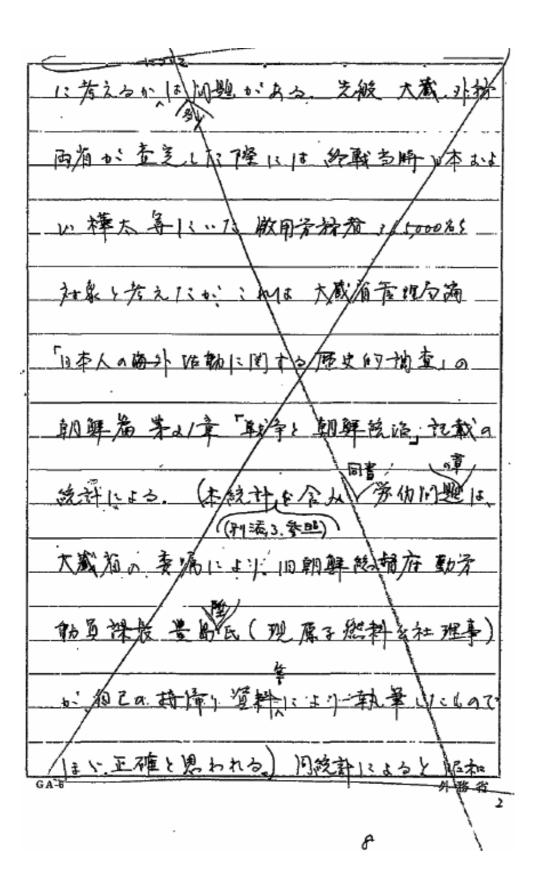


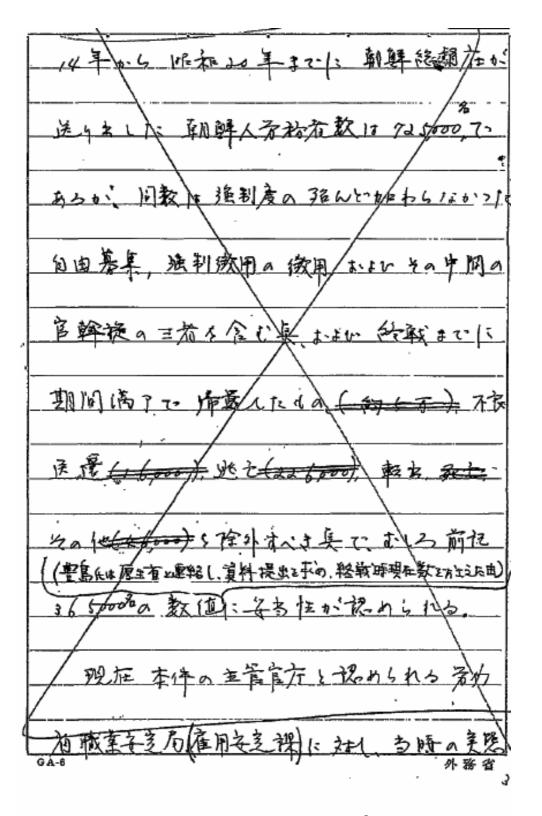
教多をうけない若子のはのをなり 外拉斯 期興国民政府整理事故 か 医係 沙省科 李 行ル,ている 本证的5. 外部常理分别解例你没验 整理事務所學 版本以上自日因分發明質 科学以了、即解从压度成者中 退度成十五119 a思绘着绘见树水、 5枝与LTin 分次 推聚,基礎教法目的書:5文(07)到 好人。文色、舒脆成员, 警察 監獄職員, 放育 職員(以上の)見給職員とよばれる)の解析

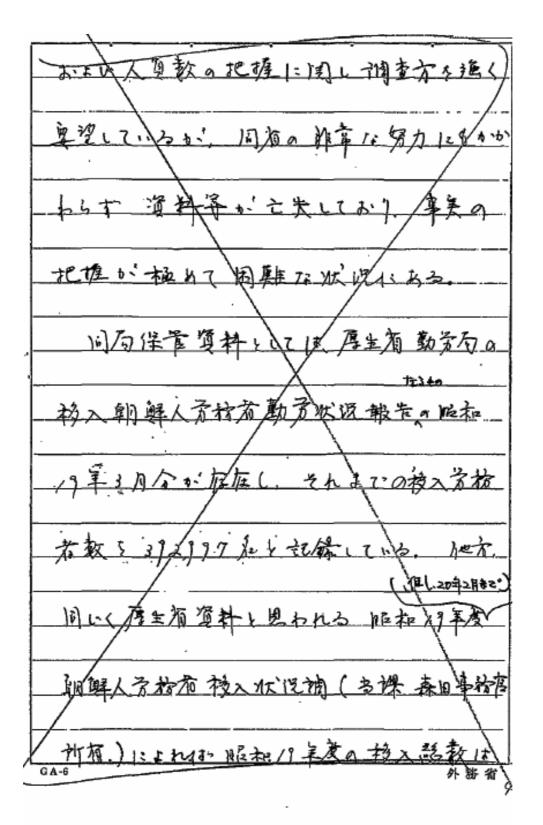
ŝ

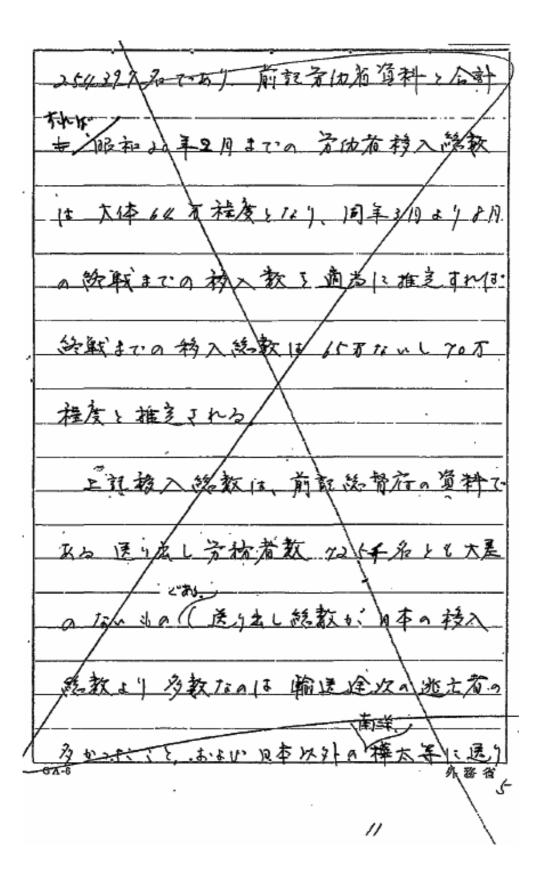
干8月现在复数至 昭和11年度の現立現象 (90%/2指南征粮县) <u>表年5基礎に推定</u> 大治教 むよい一時界級の酸多者5 :血腫まの確度) 以下しも明かていけたいか、 解和17年朝建 能看在統計早報小子的 昭和17年末在成 \$D 朝鮮人の恩隆国係人員は 26,570名で 恩於受验别人格軟 到1000名花度しか達あない 正確と見りれ、本質科以外 李件医||限貫料 || 1 見れる手は麻木はなしない هر...

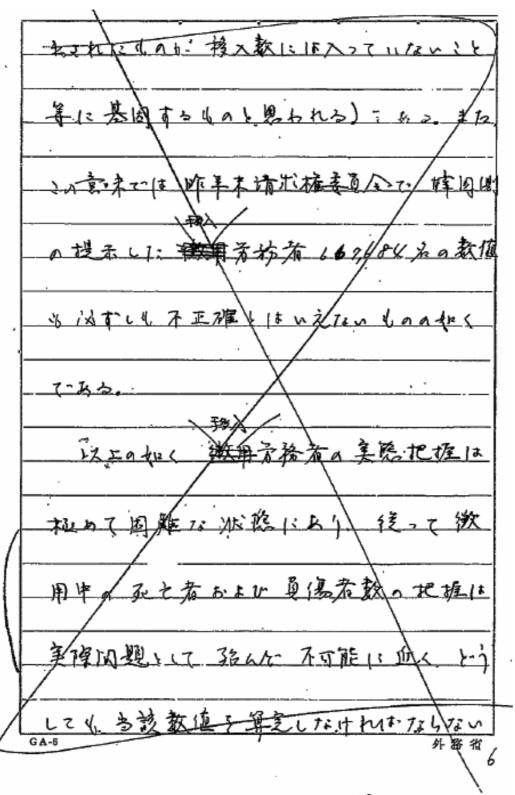
(冷夏转) 医康春特計以前124/别而之秦殿、 なか 前記 朝鮮関係 残私整理 事物性 は 終戦直後 嗷令1:17 ائن. 旧版帮在团体者的主人了作業方 料、然情在国际指、持衛、資料 あいよい 記報在東京事務が1a かa/を移電使用したある 最大工作 きわえ 5387 : (35) 数单方括为 泰的竹 联前私业 联争中: 别鲜土 脚野人子谷をに対し、 1: 核) 補信仓 いはりの強みとしては、 見點厘。 支統付与場合、その対象人資数了如何 2

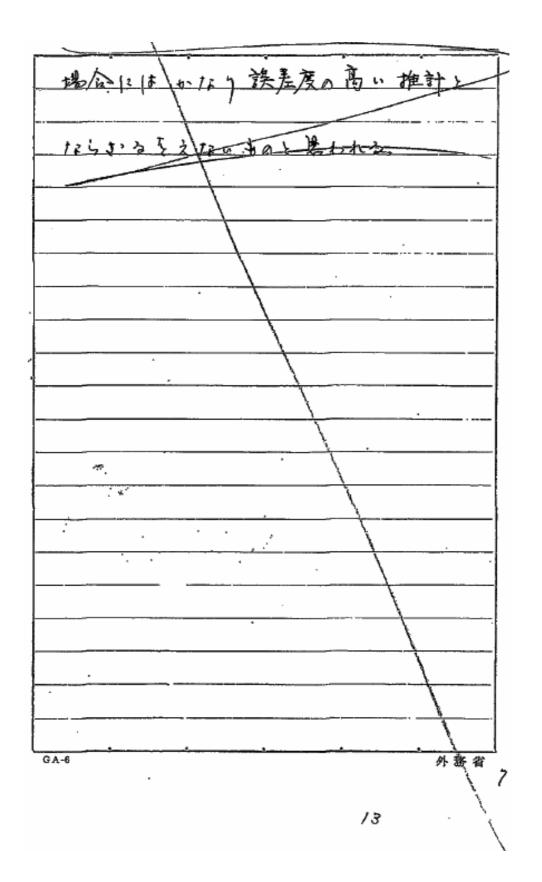












添付資料 6、文書番号 1775(ファイル 6 次 1102)、新規開示番号 110、1~2 頁

no.1/0 1775



秘密指定解除

日韓の請求権の処理について

(37.12/5 理财局)

- 1. 現在外務省は、日韓請求権の処理について、無償供与プラス有償援助を韓国に与えることにより、請求確の相互放棄を行う考えである。韓国側は多大の経済的利益を得るのであるから、一切の請求権が放棄するのは当然として、日本側には各種の問題がある。
- ○2. 現在日本が韓国に対して持っ請求権を対的に分類すれば、ほじ次の直りと考えられる。
 - (1) 不和条约并不餐人上3特别取極の対象
 - (イ) (1)投対象 の秘範時の日本国及い日本人の一切の財産及い請求権
 - (2) 日子独立後の請求権
 - の平和条約於初後の倉浦渡船及がこれに伴う請求権
 - の現行 韓国 O/外 質趣残高 (現行 O/Aは、25年度よりであるか、魚付かとじたのは 29年度以降である。)

2からの請求権をかかに処理するか外替省の見解は示されていないか、断片的 な意見等よりこれを推測すれば、O/A 債権以外は枚奪することを考えているようである。 この場合

- (1) 平和条約/発動後の拿排澳船については補償的題が出る。
- (ii) 平和教的教えの前後により拿埔澳船に対する取扱いを異にすることのや難

しい。

(また、拿情、漁船の前題の色例として、現に台湾については、中国政府は中国当時の常備した魔船に対して、日中平和条約締結当時の取扱にもとかる、補、機構置を約している。)

- (ii) 特別取極の対象のうちでも平和を約十千条(b)項は多kは、今回の取極により
 が未素よることとをもので、
 - (の)補借の問題か生ずる。
 - (b) 他a特别识極 计蒙地域a日本a精水權a主張次影響する。
- (iv) もし平和を約十千至(b)項対象以外の分につき補償をするとすれば、論理的 には他の特別取極対象地域所在財産について、将来放棄にた場合に補償 を索することとなる。 また実質的には 平和条約 サイ条(b)項対象の在韓財 寿及が サイチ(a)項2 対象の旧連合固所在財産 との不均衡かり可拠とな 3う。
- (V) 相至, 請求確, 议集、作的、工具を国内法上处理するため各般の主法措置, 必要と为3)。
- 3. 無償供与は選接一般会計の負担となるのは当然であるか、有償援助が伝えられるような長期低利のものであるとすれば、海外経済協力基金の利用あるいは政府の直接借款によるほかはなく、いずれにしる一般会計の負担と委る。
 - さらに贈回に多額の長期低利借款を与える場合は、他のアジア諸国とくに 関語費協定等で経済協力を規定している更苦賞国の同種要求を東京教育32と は必至である。

添付資料 7、文書番号 1892(ファイル 6 次 1178)、新規開示番号 131、7~11 頁

以并辨表中。 女件文书公适

を件文形でを独することにつき初めたか 黒海があり(特にデーシーの一名同動等のはのの) されたいをくれられかの貴家の人前を

沙对籍

0.3314

外務有象のかとつ112は、1韓の日の結験系解はの日虚い立たが、格表の名情協力について、その1生格、内容のながら決っていない現在、本件についてのみとくにのかる特別措置を講するをり、積極的理由のあると判断なるとは現代では国難であるへこ、及対である。

2 同番の以外のはないのの3括置か今後の日韓 支法にかいてり本の主場と3列に1次にの外務的 の判断を動えてもはなり、情報雑保にうみ 物をいるいと記められるかについてなり 物をしるいと、よよい料末底億又以有信 のを清励力に振り替えるかでるいとの条件の であるないといるがあるかでるいとの条件の 発表が実施の出動、方法についるは複素に 取り扱うしてきる。 同条の(3)とラリスは、韓り側のら正大要語

極。秘

対線医民間ベース経済協力方式に関する件

経済協力局経済協力課 昭和38年3月29日

対韓国民間ベースの経済協力については、今 後の進め方として、別紙のとおり方針を定め当 省家として関係各省に対し申し入れておいたと ころ、今般大蔵通童両省とも以下のとおりの見 解を表明越した。

人 青山肥料工場について

現在延払信用の供与を認めることは、日韓 交渉全般の進捗状況に照らして時期尚早であ り、例外的にも本件を認めることには反対で ある。特に将来有後、無偿供与に振り替える とについては反対である。

2/ 通常貿易の一環と考えるべき短期延払信用

仮与について

機榴磁保に不安がたいこと、0/A 勘定に上級ないこと及び、将来有機・無機供与に提り替えるものではないことを条件に、実施の時期及び方法を領重検討の上認める。

京教財の延払いによる供与について

韓国傷より要認があれば改めて検討することとしない。人ただし、現在までのところ。

韓国側よりかみる緊急を提起しようとの気配はみられない。)

资料 毅 31	,/	振蕩
祝邮解本物旅外资验	(1945年8月現在)	
· /	終戦直後連合原录真司合部が 日銀等より資料を提出せしめ もの、但し、1ドル15 円レー	大撃省、 乳計せる トを使用
NORTH KOREA		
Government Ownership It is estimated that Japanese-owned property in Korea totals approximately 55% in North Korea. It is known both a slightly larger milesge of government owned realroads and also a larger portion of extensive government-owned forcest properties are located in North Korea, whereas public building in the name of the Government-	./	
General are known to be more numerous in the more densely populated areas of the South	\$ 549,024,0	74
Estimated Total of Japanese assets under Government Ownership in North Korea.		
Corporate Ownership Assets of 1500 corporations individually appealsed and analysed according to major categories of enterprise total \$3,341,368,356. Based on the geographic location of the corporation's properties, it is estimated that 64,822% of the corporate assets are in North Korea.	\$2,165,924,940	
Estimated assets of some 3800 smaller corporations, and miscellanes is assets declared by corporations in Japan, not individually appraised and analysed total \$202,700,000. Comparative entities of investments in major categories of enterprise indicate that while assets of smaller corporations are approximately 6% of the total assets of the 1500 corporations mentioned above, the geographic distribution of the smaller corporations differs from the pattern of Jocation of the major approximately isolated regions of the North. It is estimated that approximately 22% of the smaller corporations are located in the North.	\$ 44,750,000	
Estimated total of Japanese assets under Corporate Ownership in North Korea	\$ 2,210,674,94	10
Individual Ownership Private assets reported under individual ownership are estimated to total \$704,200,000. Based on studies of population 1/, of residential and commercial sites, and of privately-owned agricultural lands, it is believed that approximately 30% of privately owned property is located in North Kores.		
Estimated Total of Japanese assets under private Ownership in North Korea	\$ 211,290,00	
Estimated Total Japanese assets in North Korea	٠.	\$ 2,970,959,614
SOUTH KORBA		
Government Ownership Referring to government-owned property mentioned above (total assets, \$ 988,226,680), it is estimated that 45% of this property by in South Korea.		
Estimated Total of Japanese Assets under Government Ownership in South Kerea	\$ 449,202,00	6 .
Corporate Ownership Referring to the same 1500 corporations mentioned above (total assets, \$3,341,358, 356), based on the geographic location of the corporations properties, it is estimated that 35.178% of these properties are in South Korea.	\$ 1,175,443,416	
It is estimated that 78% of the sasets of smaller corporations are located in the population concentrations of commercial centers in South Korea		
estimated Total of Japanese Assets under Corporate Ownership in South Korea	\$ 1,333,393,41	6
Individual Ownership Referring to the private assets reported under individual ownership mentioned above (total assets \$704,200,000), it is estimated that 70% of these assets are in South Korea	8 492,940,00	
Estimated Total Japanese Assets in South Kores.		\$2,275,535,422
KOREA .		
Estimated Total Japanese Assets in Korea		\$5,246,495,036
 Building of the military, the Jopanese population in Keen was \$50,000 in 1945, of which 252,000 was in North Keen 262 500,000 in South Roses. 		

添付資料 8、文書番号 718(ファイル 6 次 1135)、新規開示番号 28、4~9 頁

3 請求権限選

- (/)'一般請求權
 - の 先ず、韓護伽護求の「『寝耳』に関し 従来よりの事務折薦にかいて胎難してき た主要な点、方々わち、軍令33号 わゆる『米国祭釈』等をめぐる法律論。 | 南北鮮の阻羅、為巻レ トの個題等を十分計離する。(これら を十分計畫するなとにより、金額や名称 に関する後述のわが方主張につき 韓国領 を納得せしめやすくなるものと思われる。) めて困難であるとと、(31) 関係決震が戦 鮮の独立ということを前提としていない

出する方式は概括的ならざるをえないと と、(b) 何らかの形で「米照解釈」を遊 用する必要があるとと舞の事情があるた 心。法的模型のある。請求権の支払という 強敵を貫く限り√支払いりるものは無め れらの事情をまず韓国個に十分航得せし めた上、日本個としては十分に異付け姿 料のないものや製定法上の根拠が業界な 、条理中国際機領に服らして妥 当と認められるものについては、それら

- ① できられば韓国側をして請求権を放 業せしめ、これをうけて日本側から一 定金額を贈与する方式
- (近) (韓国側が① (応じない場合は)員本側より一定金額を贈与し、これをうけて韓国側が請求権の完金かつ最終的な解決を確認する方式のいずれかに落付けることとする。

使つて、最初からこのよう水寒を出し、 韓国側に対し、これ以上は譲ろうにも譲 れない旨強く説明し、韓国側がこれに応 じなければいつまでも待つという方針で

交渉を行なうのが得策と判断される。の 務省A案よりも小さい数字を出すことも 可能ではあるが、その場合は、これ以上 譲れぬ数字であるとの強い態度がとれず、 その意味で説得力を欠き、他方、軍事政 : 権の性格にかんおみ、小さい数字から出 発して逐次引上げるという交渉の方法は 適当と思えない。また、滋田総理も、テ レビ対談等だかいで、外務省ム案のよう た考え方式本件を解決する意向であると とをすでに表明されている。) なお、交渉の最後の切りれたしては、 対離集付後相より3万ドルの棒引きと、 いる方法があるが、これは交徴の最終段 階まで留保してふれないこととする。

(注) 支払い方法につき難選側から質問があった場合には、贈与分、有償経済協力分ともに日本の生産財による方針であることを明らかにするとともに、双方合わせて大体年額 5000万ドル程度を限度としたい日間明まる。

添付資料 9、文書番号 1223(ファイル 6 次 1153)、新規開示番号 42、15~16 頁

別稼び	等現在高額書		
/ 昭和 2 0 年 9 在高	月/ヶ月現在	3 6. 1. 1. : の郵便貯	/
区分	口 数	金 整	
郵 便 貯 金	1年,093	1,099,3.	千円 2 5
特別すえ置貯金	1,043.	23,8.	58
郵便振替貯金	6/4	176,80	9
郵便為替		1,6	71
2 上記 / のうち!	昭和20年1	0月1日	以降日
本人への支払済	[<i>/</i> 第		٠.
区分	口数		E
郵便貯拿	7,100	937,1	千円!
郵便振巻貯金	350	3,5.	20
			· 1
郵 便/為 /	_	12,6	72
3 海外為誊貯金	(昭和20年	9月15	日現在)
区分口类	金 額	備	考
郵便貯金 38	千円 4,82,4	軍人、軍展3 労務者等の野	
1			

4 昭和20年/0月/日以降現地で取り扱われた日本人の郵便貯金預払額

館	入	金	払い	もどし金	差	31
	34,/	千円 2/	/	9,1/53	4,5	千円 768

5 昭和20年9月 5日現在の現地における

郵便局保管現金がよび郵便局相互間の運送途

中現金

計	運送途中現金	郵便局保管現金
円 332070	千円 275/89	56.881
		1

添付資料 10、文書番号 1223(ファイル 6 次 1153)、新規開示番号 42、29~34 頁

別添(/)

(a)項 郵便貯金/ 振替貯金、郵便為替

.請求額

1197725743107

明細 (郵便貯金 1.019.633.809.327

振 巻 貯 金

111.054.064.022

郵便為器

67037869758

年度	口座数	現在高	座当平均
1937	4.247.123	68.303.285000	1608
1938	5.381.152	87/270,254.000	1622
1939	6.066.378	11/28/02101000	1839
1940	6.827.309	1/41.377.359000	2071
1941	7.5 2 5.8 5 0	1176905604000	2351
1		222819671000	2561
1	11.028/457		3000
1944	14.0/49.79/6	581.169.028000	4129
1945		1.158.674.783326	
9万末	3.41 6.972	1.130.6/4/03/346	73/3

第四表

韓 百 人 人 口 比 較 表

<i></i>			韓		國	人		E		本	人		合			計	
年	度	世	帯	数	人	П	世	带	数	<u>₹</u>		世	带	数	人		
19	42	4.5	87.2	¥=2.	25.5	25.409	17	9.34	49	75.	2823	4.7	665	91	26	,278.	232
19	44	4.5	69.6	01	25.5	13352	צל	ur 5	61.	71.	2583	4.8	29.1	62	26	225	935
比	率		0.9	7	0	.9 4		0.0	3	0	0.06	/	0			10	0

資料 朝鮮遗信統計要覧(/942 年度)

郵便貯金総額中日本人比率算出表

1945年9月 郵便貯金3		日本人現在高推定 算出額(B×A) /	/	全体現在高に対 する日本人比率
1.158.67478	73 326	139.040.273 500		0.12

備考

(A) 口座総数(第三表) 日本人比率(第四表) 日本人推定口座数 15418.092 × 0.06 - 925.085

第 六 表

(/) 郵便貯金韓日人金額算出展

19/45年9月15日現在

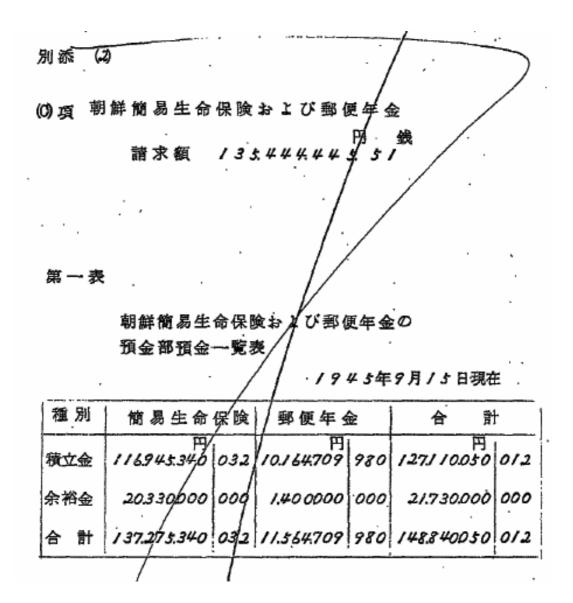
郵便貯金現在高	•	韓日	人別残高算		韓日人比率 (第五表)
円 1.158.674.783	3.26	(韓 1.015	円 9.633809/	327	.088
-	.]	{ E //39	9.040/973	999	0.1.2

(2) 郵便為替および振替貯金韓日人金額算出表

1945年9月15日現在

稚	别	韓日人合	現在高	韓日人比 辛第五表)	韓日人別残高	算出額
振響	宁金	126197800	025	韓 088	円 ///.054,064	022
		/-		٠.	15143736	003
郵便	為替	17617939	7 4525	韓 088 .	67.037.869	758
}]	日 0.1-2		
合/	計	202377.197	7 7775	韓 0.88	78.091.933	780
1			1	日 0/2	24,285,263	697

備考 韓日人の比率は郵便貯金のとき算出した。 比率を準用した。



郵便貯金払済高調報	ᇓ	便	貯		払	溶	寡	韶	鸖
-----------	---	---	---	---------	---	---	---	---	---

	<u> </u>	
年 度 別	金	麵
昭和20年10月から 同21年3月まで	223.29	857円
昭和2/年度	3 8 5 3/7	2405
2 2	141/85	6.903
23	101.83	0.831
. 2 4	144.85	6.870
25 /	20.48	5946
26	484	7.7/4
27	17.82	8.416
28	6.51	8.768
2 9	10.32	4002
\$0.	3.35.	2810
/ 3 /	5. 5 4 4	4505
3 2	291	8.670.
33	90	2.794
3 4	1.43	7.942
35	292	4.107
#1	97430	1.540

注: 本計数には、総額37.130.875円の利子が含ま れている。

别添。2

朝鮮簡易生命保険反び郵便年金の預金部預金額

日銀本店計算による1945年11月30日現在

種別	/ €	續
積 立 金	11 1,017,34	2 3 円 7 6 2
余 裕 軬	13,522,00	3 3 3 7 0
81	124539,3.7	77 / 32

添付資料 12、文書番号 1224(ファイル 6 次 1153)、新規開示番号 43、3~4 頁

軍人軍属については内地、朝鮮、南方 方面所在の各部隊とに名簿があり、終戦 後、各地より復員してくるごとに名簿を提 出させ、それを昭和256年頃に集計した ものが約14万に達した。一方、陸軍省が 昭和20年3月全国の留守家庭に届出させ、 それをまとめた数字と各部隊がもつていた 自傷者、死亡者の断片的ならればの1/5万元との1/5万元となるか1/5万元とからなられるとのが、調査を合わるとのが、調査を合うなが、調査を持ちないののが、調査を持ちないのののが、調査を持ちないのののが、対方とは、1/5ののののでは、1/5のののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは、1/5ののでは

添付資料 13、文書番号 1224(ファイル 6 次 1153)、新規開示番号 43、13~16 頁

			ŧ	ŧ	Æ	; ;	氨	ŧ	å			ż	¥.	'n	恩	1	ê		ŧ	,	Ŧ:	扶	助	料		١	公	鉄	扶	肋	Ħ		4	₽					ř	f	
	. `\	人		į	1		金	:		額		人	員	ī	金		額	Ī	人		員	! :	金		額	1	人员	Ī	金	4	質	7	Ţ	ţ	=	į · <u>·</u>	金		_	額	
文	恩裁局	1.	7	5	<u>ک</u>	×	′	8.	5	1	2		_	지		2	f F		4	2	人力	2		2	F₽ 2 4	3	4		<i>5</i> . <i>7</i>	7	7 3	2.	2	2	人8	,	4	4.	9	5	9
	朝督事 鮮道裁 総知定	4.	6	2	6	2		9.	8	9	3	_	_						.: <i>(</i>	20	0 6	4	/.	5	7.	3					,	<i>5</i> :	6	3	2	2	6	/.	4	6	8
官	2f	6.	3	8	0	3	3	8.	4	5	7				_	\		7	/. 4	4 3	3 3	6	2	?	9 7	7	4	7	5. /	7	τΞ	7.	8	6	0	4	0	6.	4	2	7
軍人	恩 長 栽 局 定		/	5	9		Okacan			3	3		,	0	_	′ .	/ 8	-	_	_	7		_	_	,	,					•		,	7	6				,	5	-
合	恩 給 篇 定	1.	9	,	3	/		٤.	.÷	9	5		,	0	/	,	/ 8		4	3	4	2		3	2.	3	*	7	<i>5. 1</i>	. 7	3	2	4	0	#	/	4	<i>5</i> .	/	/	/
	朝 督事 鮮 道裁 総 知定	4.	6	2	6	.2	/	9.	8	9	5							1		· (? 6	#	7.	5	73	3			\	\	\	5.	6	3	.2	2	6	٠/.	4	6	8
좕	at .	6.	5	3	9	3	3	8.	4	9	a		,	ò	-	,	18		1. 4	44	70	6	2	7	9.8	١	4	7	5. /	7	3	8.	0	3	8	4	0	6.	5	7	9

注 / 本計数は全朝鮮分であり、南北鮮の区別を行っていない。 2 本計数には、日本在住の恩給権者を含む。

引揚朝鮮人からの保管物件集計表

日 銀 券 /0,048,746.63 鮮 銀 券 3,99489250 合 銀 券 640.00 運 銀 券 9,820.00 蟹 隣 券 (CRB\$) 460,000.00 軍 票(PESO) 796.00 B 号 軍 票 35.00

旧朝鮮和区に本店のあつか開鎖機関 および在外会社の新会社網

										•		
	法		,		名			新	会	社	名	
閉鎖	機	阕	朝	鮮	銀	7	被	式会	社日	本不	動産	製行/
本外	会	社	小林	鉱業核	式会社	#	المبير	4 5	エフ	Ιſ	聚傑	式会社
'n	\		大日	工業務	式争	至	大	印	工案	株式	会社	_/_
"	1		株式	会社丁	子屋	窗店	株	会为	年工	子屋	商店	<u>/·</u>
"			日室	鉱聚開	泽称	会社	H	窒鉱	典様	式会	社	
,,			١.	高剧	重工	綫	日	本高	周波	跋莱	株式	会社
."				/ <i>†</i>	代会	社	大	仁商	船桥	会大部	社	
#			月硬	藍製	大会	社	Ħ	硬陶	器殊	法法	社	
#		•/	西日	本海	株式	会社	新	西日	本為	必然	会为	社
"		/		1	大大会				/			
"/	/.		1		社会		豊	国/	/ 製 桁	桥	大会	社
/"			1		会社	\						
/ "		-			株式会	/	/ /	橋が	木炭 枝	朱式会	会社	+
			[Δ{-}					

·	/.
在外会社朝鮮皮革株式会社	同和皮革株式会社
日本耐火材料株式会社	日耐株式会社
" 成敏鉱菜株式会社	美絕鉱業株式会社
# 朝鮮石油來式会社	石油化学工業株式会社
" 半島巖葉土木株式会社	株式会社新開地映画館
"一个两股来工小杯人安在	新開地土地株式会社
# 朝鮮郵解株式会社	東京郵船株式会社
株式会社朝鮮貯蓄銀行	貯銀與重株式会社
# 株式会社朝興銀行 .	株式会社朝興社
"株式会社朝鮮商菜銀行	大昌商等株式会社
/ · /	X

添付資料 14、文書番号 1224(ファイル 6 次 1153)、新規開示番号 43、40 頁

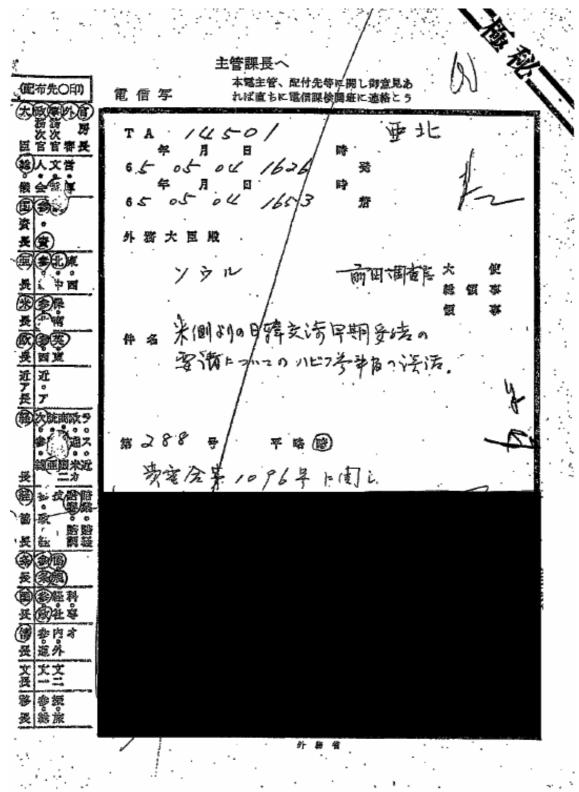
- (1) 総数 6 4 7 6 8 4 名 1 でついては、かなり真憑性の高いものと考えられるが、これは自由募集、官あつせん、徴用と強制の度合の全く異る三種の労務者が含まれている。
- (中) 日本側資料のうち、総数と終戦時現在数は、厚生省調査であり、昭和20年3 月末移入労務者現在員数の内訳は内務省の調査である。
- 財 4番目の数字のうち復帰者 12626 名は職場離脱者でその後職場に復帰した 者であり、職場離脱者 22-6.497 多には含む が、減耗数には含まない。

また、その他とも305名の中には死亡者および病気、家尊都合等による永久帰鮮者等が含まれている。

添付資料 15、文書番号 1316 の 4(ファイル 6 次 1161)、新規開示番号 54、66~67 頁

13/642
その後、翻訳上のM製トなった美につい
ては、「自韓条約諸協定の韓國務款について
a中に、それぞれ協定の題今を行なった韓
因語の担当官が指摘 eマッカので、ここに再
述な控えるが、全般的に訳文照合の成果
1:ついて前田季事事
今から考えれば、脇定の韓国語訳にとう すべきであつ/たというようなところがいく
ぶつて向りのいうととを開け、自分の図の 言葉で等いてきているのだし、あまり細か
ことを詮索するな』といわれたこともあり、
と思っながらも、刷日に調に合わせるため。 GA-6
21 W 14

には、もうしょうがないというので目をつぶ つて抵抗しなかつた箇所がいくつか出て来」 たのである。」と述べている。



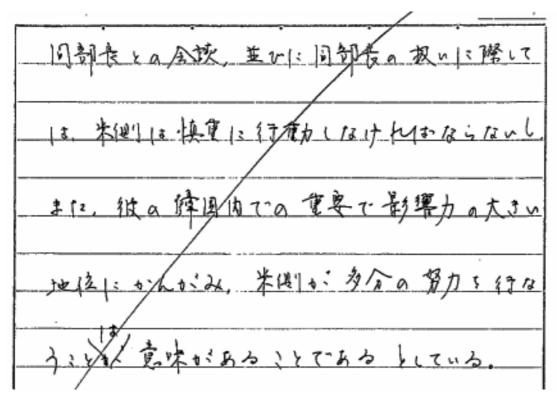
添付資料 17、文書番号 1823(ファイル 6 次 1165)、新規開示番号 122、1~5 頁

The state of the s
大臣,
後宮審議官
ト部参事官 大
北東アングル
全维议中央情報部长。就日
およい訪米に関する米大使館員
の内部について
10東アンフ课
在京米大使催
新珠·未放し、金维以降回中央情報部长a
かりおよい 対末について、ソスのとかり内部した
1. 在韓木大使館より報告をうけとったが、これに
よいた、同大は確は朴微なはいか韓国政府 GAS

首脳がまかいる食以中大情報部長と、地田
然理からい大平外が大臣しの全族に非常な
食事性らりたせており、これが日韓国係
史上にあいて 決多何な 安東事となったごろうと
芳えている気理解している ba:とである。
2.全情報到长。扩本1:图17、在韓米太使
能より米切が海に発えてで電報の写が列着
したも、その主は内をは次のしまりである。
() 在韓朱大使館·全部後。沙木。李米則
しの間に話合われるとう想する問題は次の
37.である。 GA-6 M数数
GA-6 外務省

(6) 19 韩冈魁:全部长14 10本政府10
治しないら済ませて後米するので、その
古し合いの結果について米側に説明する
マロスためう。
(P) 韓国國山情勢: 朱侧《民政校章》
迎えて政治治動からいの程度正常な姿
(: 戻かれるか)こっき 全部後1: 裏的ら
まかることにはみう。
0、米国 a 对降援助:米国 a 对降援助
の初も用金い対談されようか、同時
「森園における.インフレー・ションの月題と

これらかぐにいる方常にっき検すが行か
hsj.
(2) 在除朱大使缩 15. 全部长 韵朱 a 意義 5、
新本中に同却表をして解回情移に関する
米圆《见解》十分《读成文·(的为?と);より、
>人後降回において中国の意向がより効果的
: 及映されるよう : すること :あると考えている
(d) 未t2, 在薛朱大使旗は, 全部包は非常に
母民主義的な人物であり、非難して気も
植物中下地 他面 他人的意义:《不了印中
李直:また権限をもつた及応3示するで、 GA-6 外務省



添付資料 18、文書番号 1881(ファイル 6 次 1175)、新規開示番号 128、116~117 頁

竹 島

竹島問題を日韓両国が国際司法裁判所へ付託する際の 手続について(昭37.2.24)

日勢阿爾が竹島問題を国際司法裁判所へ付託するための手続としては、下 記のとおり、(1)韓国が国際司法裁判所の管轄権を受豁し、その判決に従う旨 の宣言を行ない、且つ、(8)日韓阿國が竹島問題を付託することについて特別 合意書を作成しなければならない。

従つて、現在の設階において、頻照による 応訴を 能表 ならしめる ために は、韓国劇より軟管な内容の合意を取借ける必要がある。

- 1. わが国は国際司法教利所規定の当事国であるが、韓国は当事団でないので、竹島問題の付託にあたつては、韓国が裁判所規程第35条第2項(設御所をその他の国に開放する条件は安保理事会が定める)に基づき、1945年10月15日安保理事会が採択した決議(テキスト別添)による次の条件を受話する宣言を行なうことが約提要件となる(決職第1項系
- (1) 就理所の管轄権を受諾すること。
- (2) 裁判所の決定に good faith をもつて従乡こと及び間連憲事第94条 に基づく義務(一方が裁判所の判決による義務を履行せざるとき他方は 安保壁に訴えることができる)を受給する。

このような宣言は、竹島問題のような関々の特定の事件について行な われる particular declaration でもよく、あるいは竹島問題に関ちず、 全ての紛争について、もしくは特定の種類の紛争について裁判所の管轄 を受請する general declaration でもよい (決議第2項)。

2. 前拠の宣言は、国際司法裁判所が同数判所規程の非過率関に対して開放 される条件にすぎないから、日韓同国が特島問題を裁判所に付託するため には、さらに、裁判所規程第40条第2項により、同個の間で、存件の付 託についての特別の合意(special agreement)がなされ、これが裁判所 書配に対して通告されなければならない。かかる特別の合意には紛争の主 題及び当事者が示されていなければならない(裁判所規程第40条第1項) が、このうち「紛争の主題」をいか过表現するかは最も慎定な考慮を要す

(229)

る。すなわち、わが関として例えば、(英仏閣のマンキュー及びエクレオー 高事件の際の合意書のごとく)「竹島の主権が日本国に属するか韓国に属するか」のごとき表現を主張しても、韓國としては例えば「1952年1月18 日(李ライン宣言)以降韓国が竹島を支配している事実は国原法に反しな いか」というごとき表現を主張することもありりべく、その表現如何は、 判決の及ぶ範囲のみならず、わが風の静脈の可能性にも影響するからである。

たお、特別の合意の通告と同時に日韓両国は接延における各自の設断代 選人 (agent) の氏名を通報しなければならない (裁判所規則第35条)。

(安 米)

わが関は、現在国際司法裁判所に裁判官(田中緑太郎博士)を送つているが、韓国は自国の国籍裁判官を有していないので、裁判所規程第31条第3項に従い韓国は裁判官を送ることができる。 両国の裁判官は、他の裁判官と全く平等な条件で裁判に参与する (裁判所規程第31条第6種)。

裁判所の決定は、出席裁判官の過半数による。 可否问数のときは、 故 判員 (現在ボーランドのウイニアルスキー) が決定する (裁判所規程第 55条)。

なお、断訟手続連行中いかなる時においても、断訟当事間は、自己の 権利保護のため、象利所による中間措置 (interim measures of protection) を要論することができる (破判所規則第61条)。

また、数判所自体も必要と認めるときは、自ら訴訟高事者の権利保全 のためにとるべき暫定措置 (provisional measures) を指示することが できる (裁判所規制第41条)。

(なお、わが国は、1958年9月15日、国際司法裁判所規程第38条2 に基づき、裁判所の強制管轄を素認する宣言を行なつているが、この宣言に基づく義務的管轄権は同様に 強制管轄権受話の宣言を行なつた国との関係でしか適用されない。 また仮に韓国が同様の宣言を行なつたとしても、わが語の強制管轄権受議宣言は、 裁判所付託を義務的と認める紛争を「宣言の目付以後の事態又は事実に関して同日以後に発生する全ての紛争」に限定しているから、わが国事的島別題を同宣言にいう紛争のカテゴリーに含まれると解することはできないと考えられる。)

(230)

CONDITIONS UNDER WHICH THE INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE SHALL BE OFEN TO STATES NOT PARTIES TO THE STATUTE

The Security Council of the United Nations, in virtue of the powers conferred upon it by Article 35, paragraph 2, of the Statute of the International Court of Justice, and subject to the provisions of that Article, resolves that:

- (1) The International Court of Justice shall be open to a State which is not a party to the Statute of the International Court of Justice, upon the following condition, namely: that such State shall previously have deposited with the Registrar of the Court a declaration by which it accepts the jurisdiction of the Court, in accordance with the Charter of the United Nations and with the terms and subject to the conditions of the Statute and Rules of the Court, and undertakes to comply in good faith with the decision or decigious of the Court and to accept all the obligations of a Member of the United Nations under Article 94 of the Charter.
 - (2) Such declaration may be either particular or general.

A particular declaration is one accepting the jurisdiction of the Court in respect only of a particular dispute or disputes which have already arisen.

A general declaration is one accepting the jurisdiction generally in respect of all disputes or of a particular class or classes of disputes which have already arisen, or which may arise in the future.

A State in making such a general declaration may, in accordance with Article 36, paragraph 2, of the Statute, recognize as compulsory, ipso facto, and without special agreement, the jurisdiction of the Court, provided, however, that such acceptance may not, without explicit agreement, be relied upon vis a vis States parties to the Statute, which have made the declaration in conformity with Article 36, paragraph 2, of the Statute of the International Court of Justice.

(3) The original declarations made under the terms of this Resolution shall be kept in the custody of the Registrar of the Court, in accordance with the practice of the Court. Certified true copies thereof shall be transmitted, in accordance with the practice of the Court, to all States parties to the Statute of the International Court of Justice, and to such other States as shall have deposited a declaration under the terms of this Resolution, and to the Secretary-General of the United Nations.

(4) The Security Council of the United Nations reserves the right to rescind of amend this Resolution by a resolution which shall be communicated to the Court, and on the receipt of such communication and to the extent determined by the new resolution, existing declarations shall cease to be effective except in regard to disputes which are already before the Court.

(5) All questions as to the validity or the effect of a declaration made under the terms of this Resolution shall be decided by the Court.

> Seventy-sixth meeting, October 15th, 1946.

(232)